

○太宰府市体育センター（令和元年10月1日以降）

（単位 円）

区分	時間	使用料				備考
		市内者		市外者		
		一般	小・中学生	一般	小・中学生	
体育室	1 時間に	550	110	1,100	550	
照明	つき	220	40	440	220	全面
		110	20	220	110	片面
卓球場		50	10	110	50	1 台につ き

備考

- 1 使用料の額は、消費税等を含んだものとする。
- 2 30分以下の端数時間の使用料については、1時間料金の2分の1の額とし、30分を超えて、1時間未満の端数時間の使用料については、1時間料金の額とする。
- 3 使用料の額を計算した場合において、その算定額に10円未満の端数があるときは、その10円未満の端数の額は、切り捨てるものとする。ただし、その算定額が10円未満であるときは、10円とする。
- 4 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 市内者とは、市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者をいう。